

発議第3号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月27日

浦安市議会議長 小林章宏 様

提出者

浦安市議会議員

柳 毅一郎

賛成者

浦安市議会議員

//

広瀬明子

//

吉村啓治

//

末益隆志

//

岡本善徳

//

川野辺則章

//

美勢麻里

//

水野実

//

中村理香子

//

上野賢一

//

橋爪雄輔

//

一瀬健二

//

深津徳則

//

宝新子

//

毎田潤子

//

西川嘉純

//

工藤由紀子

//

斉藤哲

//

広田尚大

//

田村李瑠

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子ども達の経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、次代を担う子ども達の教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

浦安市議会議員 小林 章宏

あて 内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様